

令和8年度 防災関係会計年度任用職員募集要項

青森市では、令和8年度防災関係会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員として働くことを希望する方は履歴書を提出してください。

募集内容、申し込み方法については下記のとおりです。

(1) 募集職種・職種内容等について

募集職種①	危機管理支援員(1名)	
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・避難所等の備蓄物資管理業務・防災訓練業務・危機管理に関する業務・青森市地域防災計画に基づく災害応急復旧活動業務・危機管理マニュアル等に基づく随時・適切な対応業務	
勤務場所	青森市役所本庁舎 危機管理課内 (青森市中央一丁目22番5号)	
応募要件	<p>次の全てに当てはまるかた</p> <ul style="list-style-type: none">・防災士資格(認定特定非営利活動法人日本防災士機構認証資格)を所有しているかた・自衛官として災害対応に従事、またはこれに相当する業務に従事したことのあるかた・災害対応や、市民への防災に関する意識啓発について、必要な知識と熱意を持っているかた・パソコンの基本操作(エクセル、ワード、パワーポイント)ができるかた	
応募資格	<p>地方公務員法第16条の欠格事項(次のアからエ)に該当する方は申し込みできません。</p> <p>ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 青森市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31までの1年間 ※本人の勤務実績等により、選考を経て翌年度に再度任用される場合があります。	
勤務条件	時給	1,400円～(※関連規定の改正等により今後改定になる場合があります。)
	賞与	あり(期末手当が最大年間1.64125月分、勤勉手当が最大年間1.38125月分) (令和7年度から引き続き再度任用されたかたは、期末手当は最大年間2.525月分、勤勉手当は最大年間2.125月分支給となります。) ※期末手当・勤勉手当の支給については、関連規定の改正等により変更になる場合があります。 ※期末手当・勤勉手当は、任用期間や勤務時間等により支給されない場合があります。
	通勤手当	通勤距離等に応じて一定の通勤手当支給 ※自宅から勤務公署までの徒歩での最短通勤距離が2km未満の場合は、支給されません。
	勤務時間	月曜日～金曜日のうち4日 8時30分～17時00分(45分休憩あり) ※祝日、年末年始を除く
	社会保険等	雇用保険、厚生年金保険及び地方公務員等共済組合 (退職手当は支給されません。)
その他	休暇	年次有給休暇(最大16日／年)、夏季休暇(最大4日) など
	※任用後1か月間は条件付採用期間であり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用となります。	
	<p>※正職員と同じく地方公務員法が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none">・信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務などが適用となります。・分限及び懲戒の対象となります。	
※繁忙期、緊急対応等、時間外勤務があります。		

募集職種②	自主防災組織支援員(2名)	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成及び育成の促進に関する業務 ・防災訓練業務 ・危機管理に関する業務 ・青森市地域防災計画に基づく災害応急復旧活動業務 ・危機管理マニュアル等に基づく隨時・適切な対応業務 	
勤務場所	青森市役所本庁舎 危機管理課内 (青森市中央一丁目22番5号)	
応募要件	<p>次の全てに当てはまるかた</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災士資格(認定特定非営利活動法人日本防災士機構認証資格)を所有しているかた ・自衛官として災害対応に従事、またはこれに相当する業務に従事したことのあるかた ・災害対応や、市民への防災に関する意識啓発について、必要な知識と熱意を持っているかた ・パソコンの基本操作(エクセル、ワード、パワーポイント)ができるかた 	
応募資格	<p>地方公務員法第16条の欠格事項(次のアからエ)に該当する方は申し込みできません。</p> <p>ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 青森市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間 ※本人の勤務実績等により、選考を経て翌年度に再度任用される場合があります。	
勤務条件	時給	1,400円～(※関連規定の改正等により今後改定になる場合があります。)
	賞与	<p>あり(期末手当が最大年間1.64125月分、勤勉手当が最大年間1.38125月分)</p> <p>(令和7年度から引き続き再度任用されたかたは、期末手当は最大年間2.525月分、勤勉手当は最大年間2.125月分支給となります。)</p> <p><u>※期末手当・勤勉手当の支給については、関連規定の改正等により変更になる場合があります。</u></p> <p><u>※期末手当・勤勉手当は、任用期間や勤務時間等により支給されない場合があります。</u></p>
	通勤手当	通勤距離等に応じて一定の通勤手当支給 ※自宅から勤務公署までの徒歩での最短通勤距離が2km未満の場合は、支給されません。
	勤務時間	月曜日～金曜日のうち4日 8時30分～17時00分(45分休憩あり) ※祝日、年末年始を除く
	社会保険等	雇用保険、厚生年金保険及び地方公務員等共済組合 (退職手当は支給されません。)
	休暇	年次有給休暇(最大16日／年)、夏季休暇(最大4日) など
その他	※任用後1か月間は条件付採用期間であり、この期間を良好に勤務した場合に正式採用となります。	
	<p>※正職員と同じく地方公務員法が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務などが適用となります。 ・分限及び懲戒の対象となります。 	
	※繁忙期、緊急対応等、時間外勤務があります。	

(2) 申込期間・方法等について

申込期間	令和8年1月20日(火) ~ 令和8年2月3日(火)
申込方法	令和8年2月3日(火)17時までに、青森市総務部危機管理課あてに下記書類を持参または郵送してください。
提出書類	履歴書(写真添付) ※こすると消えるペンで記入したものは受け付けません。
申込から採用までの流れ	<ul style="list-style-type: none">① 履歴書を青森市総務部危機管理課に提出(令和8年2月3日必着)② 書類選考③ 面接試験(書類選考後、面接日を電話等で個別に連絡します。)④ 結果通知(採用・不採用について、お知らせします。)
その他	<ul style="list-style-type: none">・提出書類はお返しいたしませんので、ご了承ください。・申込を辞退される場合は、必ず下記までご連絡ください。
問合・申込	〒030-8555 青森市中央一丁目22番5号 青森市総務部危機管理課 大宮 TEL 017-734-5059 FAX 017-734-5061